

令和5年度人の流れを生み出す体験型コンテンツ活用事業費補助金 募集要項

1 趣旨

本補助金では、地域資源を活用した体験プログラム（着地型観光商品）の開発や体験プログラムを活用した宿泊プランの造成などの取組を支援し、鹿島市、江北町、白石町及び太良町（以下「長崎本線沿線地域」という。）への新たな人の流れの創出を図ることを目的とします。

2 応募資格

県内で活動する個人、団体（民間事業者、観光協会、まちづくり団体、任意団体など）であること。ただし、自団体の役員その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 対象事業

補助金を交付する対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 長崎本線沿線地域で実施する体験プログラム（着地型観光商品）の開発又は同地域で既に実施されている体験プログラムの磨き上げに係る事業

【体験プログラムの例】

ジャンル	体験
アウトドア	カヌー、SUP、トレッキング、キャンプ、釣り など
ものづくり	陶芸、伝統工芸、手作り雑貨、アクセサリ など
生活・文化	伝統文化、料理教室、木工教室、修行体験 など
観光・クルーズ	酒蔵めぐり、着物・浴衣レンタル、果物狩り、工場見学 など
スポーツ・リフレッシュ	サイクリング、ボルダリング、ヨガ など
自宅・オンライン	おうち体験キット、オンライン体験ツアー など

- (2) 長崎本線沿線地域及び周辺地域（武雄市、嬉野市）で実施する体験プログラムを活用した宿泊プランや交通プラン等（以下「宿泊・交通プラン等」という。）の開発又は同地域で既に実施されている宿泊・交通プラン等の磨き上げに係る事業

【宿泊・交通プラン等の例】

ジャンル	内容
宿泊プラン	体験プログラム付き宿泊プランの販売、宿泊者向けの体験プログラムの提供や案内 など
交通プラン	体験プログラムを取り入れたタクシーツアーの販売 など

- (3) 長崎本線沿線地域で実施するお祭り、伝統芸能などの地域ならではの体験コンテンツを活用した域外から人の流れを呼び込む取組に係る事業

4 対象期間

補助金の交付決定を行った日から令和6年2月29日（木）までとする。

5 対象経費・補助上限額

別表のとおり

6 応募の手続き

(1) 提出書類

- ・補助金応募用紙（別紙1-1）
- ・誓約書（別紙1-2）

(2) 募集期間

令和5年7月24日（月）～令和5年8月31日（木）17時

(3) 応募方法

募集期間内に提出書類を郵送（必着）又は持参すること。

(4) 応募先・問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁新館7階
佐賀県地域交流部交通政策課 鉄道活用推進担当
TEL：0952-25-7341 FAX：0952-25-7142
e-mail：koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

7 採択件数

採択件数は、予算の都合上、3件程度とする。

募集期間の終了後、審査会を設け、応募いただいた内容について、別添の審査基準に基づき審査を行い、採択の可否を決定する。

採択の可否については、全応募者に文書で通知する。

8 留意事項

- (1) 補助金の交付及びその条件は、別に定める「人の流れを生み出す体験型コンテンツ活用事業費補助金交付要綱」に基づきます。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (4) 補助金の交付決定日より前に契約、発注を行った事業は対象となりません。
- (5) 審査の結果、採択されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止します。

9 当課が実施する事業者向けセミナーへの参加

当課では、体験プログラムの販売力強化等ため、のセミナーの開催を予定しています。本補助事業に取り組み始めるに当たっては、ぜひ当セミナーの活用を御検討ください。

- ・セミナー概要：日本最大級の体験・宿泊サイト「じゃらん net」を運営する株式会社リクルートの専門講師によるセミナー。最新の観光情報、人気体験プログラムの事例紹介、売れる体験プログラムのポイントなどをレクチャー。
- ・開催日・場所：(第1回) 令和5年8月3日(木)・嬉野温泉ことぶき屋1階 いこい座
※セミナーの開催は、全5回を予定しています。
詳細は、以下の県 HP から御確認ください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00397748/index.html>

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額
<p>(1) 長崎本線沿線地域で実施する体験プログラムの開発又は同地域で既に実施されている体験プログラムの磨き上げに係る事業</p>	<p>(1) 体験プログラムの開発や磨き上げに要する経費 (2) 体験プログラムのPRに要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) 体験プログラムに必要な備品、機械（既存の機器の更新に当たるもの、パソコン・プリンターなどの汎用性があるものを除く）などの購入費用、ガイドの講習料、外部講師の招聘費用、モニター販売やモニターツアーの実施費用、体験商品紹介用の写真や動画の撮影費用、タクシー等の交通手段の手配費用 (2) ネット広告掲載費用、看板やチラシ等の作成費用</p>	<p>50万円</p>
<p>(2) 長崎本線沿線地域及び周辺地域（武雄市、嬉野市）で実施する宿泊・交通プラン等の開発又は同地域で既に実施されている宿泊・交通プラン等の磨き上げに係る事業</p>	<p>(1) 宿泊・交通プラン等の開発や磨き上げに要する経費 (2) 宿泊・交通プラン等のPRに要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) 体験プログラムを取り入れるために必要な備品、機械（既存の機器の更新に当たるもの、パソコン・プリンターなどの汎用性があるものを除く）などの購入費用、モニター販売やモニターツアーの実施費用、オンライン体験バスツアーの造成費用、プラン商品紹介用の写真や動画の撮影費用、タクシー等の交通手段の手配費用 (2) ネット広告掲載費用、看板やチラシ等の作成費用</p>	
<p>(3) 長崎本線沿線地域で実施するお祭り、伝統芸能などの地域ならではの体験コンテンツを活用した域外から人の流れを呼び込む取組に係る事業</p>	<p>(1) 地域ならではのコンテンツを活かしたイベント等の企画や実施に要する経費 (2) PRに要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) イベントの実施に必要な備品等の購入費用、ガイドの講習料、外部講師の招聘費用、モニター販売やモニターツアーの実施費用、タクシー等の交通手段の手配費用 (2) ネット広告掲載費用、看板やチラシ等の作成費用</p>	

備考

- 1 補助上限額は、1補助事業者当たりの額とする。
- 2 補助額は、1,000円未満を切り捨てた額とし、交付決定後の増額は認めない。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に確認できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) ポイント、クーポン、商品券、小切手、手形により支払った経費

- (6) オークションにより購入した物の経費
- (7) 振込等の各種手数料
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする経費
- (9) 出資・出損・貸付及び不動産取得に要する経費
- (10) その他知事が不相当と認める経費